

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年6月11日（木）本会議休憩中 議場

出席委員（24名）

（臨時委員長）遠 藤 通

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）西 川 章 三

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 安 達 卓 是 | 石 橋 佳 枝 | 伊 藤 ひろえ | 稲 田 清 |
| 今 城 雅 子 | 岩 崎 康 朗 | 岡 田 啓 介 | 岡 村 英 治 |
| 奥 岩 浩 基 | 尾 沢 三 夫 | 国 頭 靖 | 土 光 均 |
| 戸 田 隆 次 | 中 田 利 幸 | 前 原 茂 | 又 野 史 朗 |
| 三 嶋 秀 文 | 矢 倉 強 | 安 田 篤 | 矢 田 貝 香 織 |
| 渡 辺 穰 爾 | | | |

欠席委員（1名）

門 脇 一 男

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[財政課] 下関次長 大塚総括主計員

【総合政策部】八幡部長

【市民生活部】朝妻部長

【福祉保健部】景山部長

【経済部】杉村部長

【文化観光局】岡局長

【都市整備部】隠樹部長

【下水道部】矢木部長

【淀江支所】橋井支所長

【教育委員会】浦林教育長 松田事務局長

【水道局】金田副局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐 先灘調整官 安東主任

傍聴者

報道機関 4社 一般 5人

議題

・正副委員長の互選

審査事件

議案第56号 専決処分について（令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第3回））

[原案承認]

議案第57号 令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）

[原案可決]

運営委員会での確認に基づいてマスクを外させていただきますので、よろしくお願いたします。

私は議案第56号専決処分の令和2年度米子市一般会計補正予算補正第3回のうち、事務局費事務費、教育総務課分についてお尋ねいたします。5月27日付で専決処分とされたもので、当初は、次亜塩素酸水噴霧器を全ての小中学校534教室に設置する費用として計上されたものでございました。当初このように、次亜塩素酸水噴霧器を導入することに一旦は決定した議論の経緯について伺います。また、それを変更するに至った経緯についても伺うものです。

○田村委員長 松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長 小中学校へ次亜塩素酸水噴霧器を一旦導入するに至った経緯についての御質問でございます。教室換気につきましては、学校の新しい生活様式での国基準におきまして、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行うようにするが、授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんとしてありますが、本市におきまして、常時窓を全開し換気を行うことを原則としているところでございます。夏季におけるエアコンの使用時におきましても、可能な限り2方向の窓を同時に開けて授業を行うこととしておりますが、熱中症対策として、エアコン空調の効果を高めること及び窓を全開にしたときと比べ換気が十分でないことを補うために、新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸水噴霧器の購入経費を計上したところでございました。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 この次亜塩素酸水噴霧器を購入するのを見送った、変更するに至った経緯については、私のほうから御説明させていただきます。次亜塩素酸水につきましては、当初、民間試験による安全性・有効性の評価に基づきまして、市の施設に使用してきたところでございますが、5月28日に独立行政法人製品評価技術基盤機構、NITEから、次亜塩素酸水に関し、現時点においては有効性が確認されないことが示されまして、また、翌5月29日には経済産業省から、次亜塩素酸水の空間への噴霧について、国際的に確立された評価方法がないと発表されたことから慎重を期しまして、全庁的に次亜塩素酸水の使用を中止し、小中学校における噴霧器の導入も取りやめたものでございます。

○田村委員長 岡村委員。

○岡村委員 WHOは5月中旬、消毒薬の人体への噴霧は有害である可能性があり、いかなる状況でも推奨しないとの見解を表明したとの報道もございました。噴霧器の全ての教室への導入は、いつ、どの段階で決定されたのか。また、その決定の可否について、教育委員会でどのように審議されたのか伺います。

○田村委員長 松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長 いつ、どの段階で決定されたのか。また、その決定の可否について教育委員会で審議されたのか、との御質問でございます。先ほど、総務部長が御答弁申し上げましたとおり、次亜塩素酸水につきましては、市の施設において使用してきたことから、同様に小中学校へも拡大する議案について、5月26日に教育委員会を開き、御意見もいただきながら御審議をいただき、当該専決処分の補正予算について御承認をいただいたところでございます。その後、同月27日に専決処分がなされたものでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 児童や生徒の身体の安全・健康に関わる事でもあり、もっと慎重な判断が求められたのではなかったのか。拙速に専決をしてしまった、その辺りの反省・教訓をどのようにお考えでしょうか。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 反省・教訓をどのように考えるのかという御質問でございます。当初、民間試験による安全性・有効性の評価に基づき、市の施設に使用してきたところでございます。当時の状況下においては、専決処分がなされたことは問題はなかったと考えております。しかしその後、経済産業省の発表等から、次亜塩素酸水噴霧器の使用については慎重を期すことが妥当であると考え、購入を中止する決定をしたところでございます。また、当該予算につきましては、減額補正の対応を考えておるところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この問題での最後になりますけども、次亜塩素酸水の使用中止に伴う措置について、今後どう対処する方針なのか伺います。

○**田村委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 今後どう対処するのかという御質問でございます。先ほどの御答弁にも重ねてとなりますが、学校の新しい生活様式にある国基準に沿いまして、各教室は2方向の窓を開けて、十分な換気に取り組むほか、これまで行ってまいりました学校での感染症防止対策に加えまして、手指消毒用としてのアルコール消毒液を追加で購入し、配置することとしております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 続きまして、議案第57号米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち、新規ビジネスモデル創造支援事業、また、お宝満喫！市内わくわくツアー事業、そして3つ目に、テレワーク環境整備事業、この3つの事業につきまして、これら事業の概要と、なぜ先議として議決を急がれるのか、その理由について伺います。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 最初に、新規ビジネスモデル創造支援事業についてお答えをしたいと思います。最初に、事業概要についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が拡大し、委員御承知のとおり、様々な業種が大きな影響を受けているところでございまして、こうした中、新しい生活様式に即した新型コロナウイルス感染症の終息後においても持続可能な新しいビジネススタイルの構築が求められているところでございます。本事業につきましては、地域の事業者が連携して、こうした新しいビジネススタイルを構築し、地元企業に広く波及効果をもたらす取組を支援いたしますことで、新事業の創出の促進と地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。補助制度の概要といたしましては、市内の中小企業者が行う新しい取組に要しますシステム開発、設備導入、事業所内の改修、広告費等を補助対象といたしまして、補助率は4分の3、補助上限につきましては1,000万円でございます。

次に、先議の必要についてでございます。新型コロナウイルスの影響で、市内事業者、市内経済が大きな打撃を受けている中、早期に地元事業者の収益の回復や経営の改善につながるビジネススタイルを構築いたしまして、いち早く地域経済の回復を図る必要がある

ため、先議案件とさせていただきます。

○田村委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長 お宝満喫！市内わくわくツアー事業についてでございます。この事業概要でございますが、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の観光客が激減している状況を踏まえまして、こうした時期にこそ、市民に、身近にある歴史、文化、自然などの観光スポットに目を向け、足を運んでいただくことによって、シビックプライドの醸成を図るとともに、観光資源としての磨き上げや、観光に関わる事業者の支援にもつなげていくことを目的とし、実施しようとする事業でございます。

具体的な実施内容といたしましては、一つは、米子城跡、城下町、加茂川、上淀廃寺跡、皆生温泉などの、地域の宝ともいべき観光コンテンツの魅力に触れていただくことができる、市民を対象としたバスツアー及び周遊タクシーの運行を、委託及び補助により実施するものでございます。

もう一つは、こうしたお宝スポットを、市民により親しんでいただけるよう、観光ガイドなどの観光案内のためのツールを市民が利用する場合に、通常の半額の料金で利用できるよう半額助成をしてキャンペーンを実施するものでございます。いずれも、参加者に対しアンケート調査を実施しまして、モニターとなっていただくこととしているものでございます。

先議で行うことの必要性でございますが、新型コロナウイルス感染症により、市民が様々な活動の自粛を強いられ、旅行事業やバス、タクシーなどの観光事業者も大きな影響を受けてきております。こうした中で、現在引き続き感染予防に取り組みながらも、社会経済活動を再開するフェーズへと移行してきている状況でございます。議決後、ツアー造成やPR、キャンペーンの開始などを早急に事業に着手するため先議案件としたものでございます。

続きまして、テレワーク環境整備事業についてでございます。事業概要についてでございますが、都市部の企業では、危機管理対策として地方へのサテライトオフィスの設置や、テレワークの推進が今後一層進むことが見込まれ、その受け皿となるために、市内宿泊施設が進めるテレワーク環境整備などの取組に対しまして補助を行い、支援する事業でございます。具体的には、宿泊施設利用者のための客室等におけるインターネット環境の整備や、テレビ会議システムの整備、サテライトオフィスやテレワーク勤務のための執務室及び会議室の整備に対し支援する事業でございます。補助率は4分の3で、補助上限額は1施設につき75万円とするものでございます。先議で行うことの必要性でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、休館や利用客が減少しております宿泊施設にとって、利用客が少ない今こそが、新たな顧客の獲得に向けた環境整備に適した時期でございます。議決後早急に事業を開始するため、先議案件としたものでございます。以上でございます。

○田村委員長 岡村委員。

○岡村委員 分かりました。ぜひ早期にですね、地域経済を再び軌道に乗せていくといった点で御尽力いただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いします。交付金は、国は1兆円の交付金を出したというふうに言われていますけども、米子市には幾ら

配分されたのか。この交付金の活用について、どのような考えで事業化につなげたのか伺うものです。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** このたびの本市への配分額でございますけども、これは約4億3,700万円でございます。活用の考え方につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止並びに感染拡大の影響を受けている地域経済及び住民生活の支援のために、実施する事業に活用させていただきたいと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** では、この交付金活用事業は全部で何事業あるのか伺います。そして事業総予算額は幾らで、そのうち交付金は幾ら充当してあるのか伺うものです。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** このたびの交付金の対象事業でございますけども、これは全部で7事業でございます。事業費の総額につきましては、約6億3,100万円でございます。交付限度額の全額をこの事業費に充当させていただきたいと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 分かりました。地方創生臨時交付金は、国の第2次補正で2兆円計上されるというふうに言われています。米子市に幾ら配分されるのかは、これからでしょうけども、上乘せとか、上下水道料金などの減免に充当できる。このように言われております。このことについて確認したいと思います。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 御質問の際にお話されましたけども、2次補正についてはまだ詳細が示されていないということでございます。なお、上下水道の使用料の減免につきまして、この1次補正では活用が可能であったため、同様の取扱いになるものと現時点では考えているところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 全国では、コロナ危機で苦しむ住民生活支援のために上下水道料金の減免に踏み出す。鳥取県内にもそういった自治体が生まれております。そうした活用を検討すべきと考えますけども、いかがでしょうか。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 新型コロナ感染症対策に係る取組につきましては、いわゆる緊急性、あとは効果等を総合的に判断しているところでございます。このたび、各旅館等の温泉汚水等に係る下水道使用料の減免は行ったところでございますが、現時点では上下水道使用料金の減免の対象を、それを拡大するという事は考えておりません。以上です。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** あと、要望に代えさせていただきたいと思っておりますけども、ぜひ市民生活が本当に苦境に陥っているといった状況を酌んでですね、少しでも支援の手を差し伸べるといったことをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○**田村委員長** 以上で総括質問は終わりました。分科会審査の担当部分については、お手元に配付しております予算決算委員会分科会審査担当表のとおりいたします。

分科会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 10時44分 休憩

午後 1時43分 再開

○**田村委員長** 予算決算委員会を再開いたします。本委員会に付託されました議案第56号及び議案第57号の2件を一括して議題といたします。

これより、2件の議案について、分科会の審査報告を求めます。

国頭民生教育分科会長。

○**国頭民生教育分科会長** 民生教育分科会の審査報告をいたします。当分科会の審査担当とされました議案2件について審査をいたしましたので、その主な内容を報告いたします。

議案第56号専決処分について、令和2年度米子市一般会計補正予算補正第3回については、事務局費事務費、教育総務課について、学校内の感染症予防対策として、次亜塩素酸水噴霧器の購入判断の経緯として、早期に有効な安全対策として実施したい気持ちは分かるが、多くの専門家の意見を聴くなどのエビデンスに基づいて行うべきとの意見がありました。また、減額分の代替措置をアルコール購入に限定するのではなく、学校現場での感染防止対策を総合的に検討し予算措置すべきとの意見がありました。

以上、報告を終わります。

○**田村委員長** なお、総務政策分科会長及び都市経済分科会長からは、特段報告すべき事項はなかったとの報告を受けております。

それでは、ただいまの分科会長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、2件の議案を一括して採決いたします。2件の議案について、それぞれ原案のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、2件の議案は、それぞれ原案のとおり承認及び可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会を閉会いたします。

午後 1時46分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員長 田 村 謙 介